④　【３．基準省令附則第３条又は令和４年改正基準省令附則第２項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「V」マークを入れ、「有」の場合は計画に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。この欄において、「令和４年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省令・国土交通省令第３号）をいいます。

⑤・⑥　（略）

７．～９．　（略）

様式第二（第二条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第２項（同法第15条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第三（第四条第一項第一号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第３項の規定による
適合判定通知書

（略）

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第四（第四条第一項第二号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第３項の規定による
適合しない旨の通知書

（略）

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第五（第四条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第４項の規定による
期間を延長する旨の通知書

（略）

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第３項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第４項の規定により通知します。

（略）

様式第六（第四条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第５項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

④　【３．基準省令附則第３条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「V」マークを入れ、「有」の場合は計画に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。

⑤・⑥　（略）

７．～９．　（略）

様式第二（第二条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第２項（同法第15条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第三（第四条第一項第一号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第３項の規定による
適合判定通知書

（略）

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第四（第四条第一項第二号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第３項の規定による
適合しない旨の通知書

（略）

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第五（第四条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第４項の規定による
期間を延長する旨の通知書

（略）

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第３項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第４項の規定により通知します。

（略）

様式第六（第四条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第５項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）